

天理市告示第102号

天理市立メディカルセンターにおける手数料の徴収事務の委託について  
地方自治法第243条の2第1項の規定により、次のとおり手数料の徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月20日

天理市長 並 河 健

記

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称 社会医療法人 高清会

理事長 高 井 重 郎

住所 奈良県天理市蔵之庄町470番地8

2 指定をした日 令和8年3月5日

3 委託をした日 令和8年4月1日

4 委託した事務の範囲

天理市立メディカルセンターにおける手数料の徴収事務

附 則

天理市立メディカルセンターにおける手数料の徴収事務の委託について（令和6年5月8日天理市告示第96号）は、廃止する。